復興・再生に向けた要望



福島県

東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発 電所事故の発生から2年3か月が経過しました今もなお、原子力 災害は収束せず、15万人余の福島県民がふるさとを離れ、県内 はもとより、全国各地で厳しい避難生活を続けております。

このような状況のもと、当県では、避難生活を送る県民はもちろん、全ての県民が、安全で安心して暮らすことができ、「生まれて、育って、住んでよかった」と思うことができる福島県の実現を目指し、昨年末に新しい総合計画「ふくしま新生プラン」及び復興計画(第2次)を策定するとともに、今年3月には「新生ふくしま復興推進本部」を立ち上げ、国や市町村と緊密な連携を図りながら、全庁一体となって当県再生を進めていく体制を整備し、「夢・希望・笑顔に満ちた"新生ふくしま"」の実現に向けて、全力で取り組んでいるところであります。

国におきましても、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針等に基づき、様々な施策や事業を実施し、当県の復興に向け、御尽力いただいておりますが、当県は多くの課題に直面しております。

つきましては、国の総力をあげて、当県の復興・再生に最後まで責任を持って対応していただきますよう、次のとおり要望いた します。

平成25年6月12日

福品県知事 佐藤雄平

目 次

Ι	全体的事項	につい	て・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
п	避難解除等	区域等	につ	いい	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
Ш	生活環境に	ついて		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
IV	保健・医療	▪福祉	につ	いい	て	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	27
V	商工労働・	観光交	流に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
VI	農林水産業	につい	て・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
VII	県土整備に	ついて		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
VIII	教育につい	τ		•														•		60

I 全体的事項について

1 原子力災害からの復興の総合的な施策の推進について【復興庁】

東京電力福島第一原子力発電所における停電や汚染水漏れなどの相次ぐトラブルの多発や、いまだ15万人を超える多くの住民が県内外に避難を余儀なくされているという厳しい現状など、福島の原子力災害はいまだ収束していない。

福島の復興及び再生のため、常磐道、JR常磐線及びJR只見線などのインフラの整備や除染の確実な実施をはじめ、迅速で十分な賠償、県産品や観光等への風評の払拭、健康管理など、多岐にわたる課題に対し、引き続き、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針等に即して、政府一体となって総合的に施策を講じるとともに、これに必要な財源を十分に確保すること。

2 県内原子力発電所の全基廃炉について 【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所の事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた本県は、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを復興に当たっての基本理念に掲げている。国の責任において、県内に立地する原子力発電所の全基廃炉を決定すること。

- 3 原子力損害賠償の完全実施について 【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】
- (1)迅速、十分な賠償と生活再建、住民帰還に向けたきめ細かな 支援策の確実な実施

被害者の一人一人が生活や事業を完全に再建させることができるよう、国の全責任の下で、迅速、十分な賠償はもとより住宅や医療、福祉、教育、雇用など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を最後まで確実に講じること。

(2) 財物損害に対する賠償

ア 避難指示区域における土地、建物等の財物の賠償は、被害者 の生活や事業の再建に極めて重要であることから、被害の実態 を反映した修繕や解体の費用などの追加的対応を含め、市町村 や住民、事業者の意向を十分に反映した賠償を確実かつ迅速に 行わせること。

イ 田畑、森林等の賠償基準を国が前面に出て早急に示し、賠償 金の支払を速やかに開始させること。

(3) 自主的除染等に係る賠償

個人や事業者が自ら行う県内全域における財物の除染や検査の実施などに要する費用について、国の責任の下で、県民に負担が生じないよう明確な基準を早急に示すこと。

(4)消滅時効への対応

被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を主張しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても、法制度の更なる見直しを含め対応すること。

4 公共土木施設等の復旧・復興に向けた財源確保について 【復興庁、総務省、水産庁、国土交通省】

本県の復旧・復興には、十分な予算措置と長期的な国の支援が 必要であることから、復興交付金、社会資本整備総合交付金(復 興枠)や農山漁村地域整備交付金(復興枠)などの予算を確保す ること。

また、地方負担分について、震災復興特別交付税措置の対象とすること。

5 復興・再生に要する経費の地方負担分に対する財源措置について 【復興庁、総務省、財務省】

直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、平成26年度以降も震災復興特別交付税による別枠での財源措置の充実・確保を継続的に図ること。

6 復興に向けた人員確保について

【復興庁、総務省、文化庁、農林水産省、国土交通省】

国においては、知事会、市長会、町村会等と連携を図りながら 県や市町村に対する更なる人員確保を支援するとともに、国や独 立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を 行った場合の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの 期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置すること。

7 TPP協定交渉について【内閣官房、農林水産省】

TPP協定については、農林水産業のみならず、地域経済や農村における多面的機能の維持、さらには医療を始めとした県民の生活など、幅広い分野にわたる影響が懸念され、特に東日本大震災により被害を受けた本県にとって、その影響は甚大であると思慮される。

TPP協定の交渉に当たっては、国民生活に与える影響や関係 国との協議内容などについて、国民に対して十分な情報提供と明 確な説明を行うこと。また、地方の基幹産業であり、多面的機能 を有する農林水産業が、将来的にも持続的に発展していけるよう、 その再生強化に向けた対策を講じることをはじめ、被災地域の復 興に最優先で取り組むこと。

8 原子力発電所の安全対策について

【経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、原子力規制庁】

- (1) 原子力発電所事故の完全収束と県民への適時適切な情報提供
 - ア 事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任 を持って、中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に 進めること。また、東京電力の取組に対する監視体制を強化し、 厳しく監視していくこと。
 - イ 東京電力に対し、設備の本設化による信頼性の向上や廃炉作業におけるリスク管理の徹底を求めるとともに、国の責任においてしっかりと確認すること。
 - ウ 中長期ロードマップにおいて、汚染水全体の処理計画の見直 しを速やかに行い、汚染水処理対策に万全を期すこと。
 - また、地下水バイパス計画については、その安全性の確保に 取り組むとともに、県民に分かりやすく丁寧に説明することに より、理解を得ること。
 - エ 中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況や今後の取組を 県民に分かりやすく説明し、県民の不安の解消に努めること。

(2) 原子力防災体制の強化

- ア 事故を起こした原子炉、長期間停止する原子炉の事故想定や UPZ等の範囲を明確にするとともに、緊急時における適切な 防護措置の内容、必要な資機材の整備など、本県の実情を踏ま えた原子力災害対策指針を早期に提示すること。
- イ 原子力災害対策特別措置法第12条第1項に基づき指定する オフサイトセンターについては、早急な整備が必要であり、本 県における原子力災害の実情を踏まえ、各発電所ごとの整備費 用と代替施設の整備費用について、早期に確実な財政措置を講 じること。

(3) 本県の実情を踏まえた交付金制度の見直し

ア 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、交付対象となる市町村や事業内容を、UPZの範囲を大きく越えて原子力災害に対応している本県の実情に即したものとなるよう見直しを行うこと。

イ 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金については、本県における避難の実情が、指示による避難者に加え自主的な避難者も多いことから、現在対象とされている12市町村のみならず、自主避難者の帰還を支援するため、また、県内で生活している住民の安心の確保のため、県内全市町村が実施する環境放射線モニタリング調査等についても対象となるよう見直しを行うこと。

9 福島定住等緊急支援交付金の予算措置の拡大等について【復興庁】 本交付金に対する市町村のニーズが非常に高いことから、26 年度以降も引き続き十分な予算を確保すること。

また、市町村のニーズに合った使い勝手のよい交付金となるよう制度の弾力的運用を行うこと。

10 風評被害対策について

【復興庁、消費者庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】 風評の1日も早い払拭のためには、ふくしまの「魅力」と 「今」を国内外に大きく繰り返し発信することが不可欠であり、 そのための県の取組について必要な財源措置を講じること。

また、県産品の風評払拭・販路拡大等の取組や観光復興対策に 対する財政支援、諸外国に対する輸入規制解除の働きかけ、海外 からの誘客に向けた支援、国内外の会議、各種イベント等の誘 致・開催への支援を行うこと。

- 11 再生可能エネルギー推進のための基盤整備について 【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】
 - (1) 再生可能エネルギー導入への支援について

原子力発電所事故に起因する深刻な被害により、再生可能エネルギーの導入が困難な本県における事業化を支援するため、固定価格買取制度や発電施設導入補助制度における特例措置を講じること。

(2) 次世代技術開発への支援について

「福島発」の次世代をリードする藻類バイオマスや蓄電技術などの研究開発を実施することを通じて、県内企業等の技術力の高度化を図り、もって同産業を本県復興を牽引する産業とするため、福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業について十分な予算を確保すること。

12 会津大学復興支援センター中核施設の整備・運営事業について 【復興庁、文部科学省、経済産業省、環境省】

新たな産業の創出等の施策を円滑に推進し、持続的に発展可能な地域産業を興すために不可欠である最先端の情報通信技術研究の推進、情報通信ベンチャーの支援など産学官の取組の県内拠点施設の整備・運営に必要な予算を確保すること。

13 法人事業税における収入金額課税制度の堅持について【総務省】

地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を確立し、自主・自立 的な行財政運営を図るため、県税収入の安定化に不可欠な法人事 業税における電気供給業等に対する現行の収入金額課税制度を堅 持すること。

14 地方公共団体の税収減に係る賠償及び財源措置について【総務省、文部科学省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

また、減収分に対する賠償が行われない場合は、国策として原子力政策を推進してきた国の責任により適切な財源措置を講じること。

15 福島原子力事故影響対策特別交付金について 【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

福島原子力事故影響対策特別交付金について、継続的に予算措置を図るとともに、十分な交付額を確保すること。

16 地上デジタル放送難視聴世帯に対する恒久対策について【総務省】

(1) 暫定衛星対策世帯に対する地上系恒久対策の早急な実施について

地デジ難視聴対策としての暫定衛星放送が終了するまでの間に、国及び放送事業者の負担と責任において、早急かつ確実に恒久的な地デジ難視聴対策を講じること。

(2) 相談体制等の継続について

総務省地デジコールセンター及びテレビ受信者支援センター (デジサポ)については、地域の実情に応じたきめ細かな対応 を行うため、必要な人員及び設備を維持すること。 (3) 共聴施設の更新等に係る支援制度の創設について

共聴施設の整備後、設備更新等に係る支援制度を創設すること。

- 17 東北横断情報通信グローバル・ネットワークの構築について 【復興庁、総務省】
 - (1)「東北横断情報通信グローバル・ネットワーク」構築に係 る支援制度の創設について

福島県にIX(インターネットエクスチェンジ)拠点を設置し、 東京を経由しないインターネット・ネットワーク網を作り、国 内ネットワークの強靭化を図る。そのために、太平洋側と日本 海側を結ぶ新たな情報通信網のルートとして磐越自動車道を活 用し、いわき地域から新潟までの区間に「東北横断情報通信グ ローバル・ネットワーク」を構築する民間電気通信事業者に対 する支援制度を創設すること。

(2)情報通信拠点、データセンター関連企業誘致に係る支援制度の創設について

東京圏に一極集中するデータセンター等の地方移転を促進するため、会津大学を中心にICT関連ベンチャーが集積し、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い会津地方等における情報通信拠点整備、データセンター関連企業の誘致に対する新たな支援制度を創設すること。

18 災害記録や教訓を収集・保存・研究し、継承・発信するための拠点施設について【復興庁、内閣府】

東日本大震災及び原子力発電所事故による原子力災害は、世界がこれまで経験したことがない未曾有の複合型災害であり、災害の実態と復興への取組みを正しく伝え、教訓として次世代に継承し、世界と共有していくことは、我が国の責務である。

このため、災害記録や教訓を収集・保存・研究し、継承・発信するとともに、人々の交流や防災教育・減災対策を行うなど、多様な機能を備えた拠点施設を国の責任において本県に設置すること。

19 NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の事業期間の継続 について【内閣府】

平成26年度以降も事業を継続するとともに、その間の継続的な財政措置を講じること。

20 人口減少・高齢化対策プロジェクト推進に対する財政支援について【内閣府、総務省、厚生労働省】

本県では東日本大震災・原子力災害により若い世代を中心に人口の流出が進み、人口減少率は全国で最も高くなっている。

人口減少・高齢化の進行は、消費・投資の減少、過疎化、地域 経済の停滞、高齢者を支える仕組みの行き詰まりなどにより、所 得や雇用の減少につながるなど、本県の根幹に関わる極めて重大 な問題となっている。

そのため、本県では「人口減少・高齢化対策」を総合計画の重点プロジェクトとして位置づけたところであるが、プロジェクトを推進するためには、結婚への支援、次世代の親の育成、高齢者の生きがいづくりや就業支援など、総合的かつ中長期的な施策展開が必要であることから、安定的かつ継続的な財政支援を図ること。

21 東日本大震災復興交付金について【復興庁】

(1) 復興交付金の更なる運用の柔軟化

内陸部の市町村でも十分な交付金の活用ができるよう、対象 地域を規定する復興特区法第77条の「著しい被害を受けた地 域」にかかる認定要件の緩和(物理的・面的被害要件の緩和) など、更なる運用の柔軟化を図ること。

(2) 交付金予算の確保

十分な交付金予算を確保すること。

Ⅱ 避難解除等区域等について

- 22 避難地域の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援について【復興庁、財務省、国土交通省】
 - (1) 福島県の復興に向けた戦略的道路整備について
 - ア 「避難解除等区域復興再生計画」に位置付けた、中通りから 相双地方へ連絡する東西連携道路等の整備を早急に進めるため、 社会資本整備総合交付金(復興枠)の拡充及び本県に特化した復 興再生枠を創設する等、必要な財源を確保すること。
 - イ 避難解除等区域における帰還避難者の生活を支え地域再生を 図るため、国道399号、吉間田滝根線、(仮称)小名浜道路 などの「ふくしま復興再生道路」の整備については、早期完成 に向け、県として必要な準備作業(調査・測量設計、地元合意 形成、用地買収等)を全力で取り組むので、国直轄による代行 事業の措置について特段の配慮をすること。
 - (2) 常磐自動車道をはじめ、浜通り軸の機能回復及び強化について 浜通りの復興支援・地域振興のため、常磐自動車道の早期復 旧及び未供用区間の早期全線供用を図るほか、国道6号勿来バイパスの早期新規事業化及び常磐バイパス、久ノ浜バイパスの 早期完成を図ること。
 - (3) 北部軸を形成する東北中央自動車道(相馬〜福島間)の早期整備について

相双地方はもとより福島県の復興に向け、災害時における住 民避難、人員・物資等の輸送、さらに救急医療搬送において重 要な役割を果たす、本県復興のリーディングプロジェクトであ る東北中央自動車道(相馬~福島間)全線の早期整備を図り、 国において管理すること。

23 常磐自動車道への(仮称)復興ICの整備について 【復興庁、財務省、国土交通省】

常磐自動車道は、避難解除等区域のインフラ復旧、除染活動、 復興等を迅速に進めるために必要不可欠な基幹的なインフラであ り、さらには緊急時における避難道路としての重要な役割も担っ ていることから、国において早期復旧を図ること。

また、①緊急時における住民・作業員等の避難路の確保、②消防・救急等に係る緊急車両による広域活動の迅速性の確保、③長期間に及ぶことが想定される東京電力福島第一原子力発電所の事故収束及び廃炉作業の進展、④住民帰還に向けたインフラの復旧・復興の加速化、⑤住民帰還に不可欠な除染作業の加速化など、原子力災害に起因する課題を解決し、避難地域の住民帰還、復興・再生の加速化を図るため、既存制度にとらわれず、国の責務により(仮称)復興ICを整備するとともに、避難地域の区間を無料開放すること。

24 JR常磐線の早期全線復旧について【復興庁、財務省、国土交通省】 (1) JR東日本に対する国の指導

地元自治体の要請等も踏まえつつ、福島復興再生基本方針に即して、JR東日本に対し早期に全線復旧を確実に進めるよう指導すること。

特に、避難指示区域の見直しに合わせた速やかな運転区間の順次延伸について指導すること。

(2) JR東日本に対する国の財政的支援(鉄道軌道整備法施行規 則の改正他)

JR常磐線については、一民間企業に負わせるべき課題ではなく、国策として原子力政策を推進してきたことから、国が断固たる責任を持って、財源措置を含め、早期全線復旧を確実に促進することが必要である。このため、JR東日本に対し、赤字要件などの補助要件の特例的な緩和、補助対象の拡大、補助率の最大限の引き上げ等を行うとともに、ルート移設等により原状の復旧から増加する事業費について、国が支援すること。

なお、早期全線復旧を進める中で、単なる復旧にとどまらないJR常磐線の基盤強化を検討すること。

25 避難解除区域等における再生可能エネルギーの推進や住民帰還促進のための農地転用等の特例措置について

【復興庁、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 農地転用の特例措置について

避難住民の帰還を促進するためには、工場や再生可能エネルギー施設等の雇用の場、商業的な施設や住居等を早急に整備することが求められており、これらの適地は優良農地が多い。

このため、避難解除区域等において、放射性物質の被害による特殊事情に応じた柔軟かつ機動的な新たな特別の対応が図られるよう、第1種農地について、避難住民の帰還促進に役立つこれらの施設用地の農地転用規制の特例措置を講じること。

(2) 再生可能エネルギー導入への支援について

避難解除区域等においては、立入制限等により長期間にわたり事業実施が困難であるなど、他の都道府県にはない状況下にあることから、「固定価格買取制度」における買取価格の配慮期間(3年)の延長や、「再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業費補助金」、「福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進補助金」等の国の導入補助金の積み増しなど、本県限りの特例措置を講じること。

26 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業について【復興庁】

避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行う「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」について、復興が完了するまで十分な財政措置を講じるとともに、事業採択にあたっては、個人の家屋の荒廃抑制・保全対策を対象とするなど、事業対象等について柔軟に対応すること。

また、各市町村に共通する広域的な課題に効果的・効率的に対応するため、委託先に県も加えること。

27 「浜地域農業再生研究センター(仮称)」の設置に対する支援について【復興庁、農林水産省】

避難区域等における農業者の帰還を促進し、営農再開・農業再生を図るという喫緊の課題に対応するためには、放射性物質による甚大な被害を被っている浜通り地方の現地において、営農の実証研究や技術支援、先端技術の調査研究等を実施することが不可欠であることから、こうした福島県の置かれている特殊性を十分考慮し、県がこれらの活動を展開する研究拠点「浜地域農業再生研究センター(仮称)」の設置に対する支援を行うこと。

28 避難指示区域の再編に伴う商業施設再開と営業の継続に対する 支援について【復興庁、経済産業省】

避難解除等区域においては、住民の帰還が進まないことと商業施設の再開が進まないことが悪循環を起こしている状況にある。

住民意向調査においても商店の再開支援が帰還後に求められる 支援の上位に挙げられているとおり、住民の帰還に向けて、買い 物など日常生活を送る上で不可欠な商業機能の回復を図ることが 必要であることから、避難指示区域の再編に伴って生ずる商業施 設の再開や新規出店に際して、特例補助による財政的な措置を制 度化するとともに、その後の営業の継続に対する支援を行うこと。

29 避難指示区域の再編に伴う事業再開への支援について 【復興庁、経済産業省】

(1) 施設修繕等に対する支援制度の柔軟な運用について

避難指示区域外で事業継続のための施設整備等に対する補助を受けた事業者が、避難指示区域の再編に伴い、区域内に戻り 事業再開のために施設修繕等を行う際も補助を受けることができるよう、柔軟な運用を行うこと。

また、グループ補助金については、グループ化や現地での再開、現行事業継続が困難なケースがあることから、被災事業者の様々な実情を踏まえたきめ細かな制度運用を行うこと。

さらに、警戒区域の見直しに伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業の増加が見込まれることから、平成26年度以降も継続するとともに、十分な予算確保を行うこと。

一方で、現在グループを編成できない事業者に対し、県が単独で補助している中小企業等復旧・復興支援事業について、原発被災企業に対する補助額の財源は国が責任をもって措置すること。

(2) 特定地域中小企業特別資金の融資限度額引上げ

避難指示区域の再編により、事業再開に向けた資金需要が見込まれることから、特定地域中小企業特別資金を平成26年度以降も継続するとともに、融資限度額の引上げなど制度を拡充すること。

また、実施機関である公益財団法人福島県産業振興センターの財務基盤の健全性を確保するため事務費充当基金の拡充など必要な措置を講ずること。

30 復旧・復興に向けた公共事業の実施に伴う補償金と原子力損害 賠償金の取扱について

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省】

(1) 迅速かつ円滑な公共事業の実施

避難指示解除準備区域等における公共事業に伴う土地、建物等の補償金が財物損害に対する原子力損害賠償金から控除される取扱により、復旧・復興へのインフラ整備、住民帰還に向けた生活環境整備の支障とならないよう、地方公共団体や住民に多大な事務負担を生じさせないことを含め、関係省庁間で連携し国として早急に対応すること。

(2) 公共事業の補償金に影響されない原子力損害賠償金の取扱

公共事業に伴う土地、建物等の補償金については、譲渡等の 時期に関わらず、財物損害に対する原子力損害賠償金から控除 しないことを基本とし、補償と損害賠償において住民に混乱や 不公平を生じさせないようにすること。

31 放射性物質に汚染された建設副産物の処理について 【復興庁、農林水産省、国土交通省、環境省】

公共事業から発生する放射性物質に汚染された土砂を含む建設 副産物については、早急に再利用基準や搬出基準を定めるととも に、地域住民の理解が得られず処理できないもの(公共施設の維 持管理から発生したものを含む)の取り扱いも含め、国の責任の もと対策を講じること。

32 避難地域市町村のまちづくりに係る土地取得等の支援について【復興庁】

避難指示区域の再編が進む中、避難地域市町村の帰還に向けた環境整備が急務となっている。このため、避難地域市町村が行う住民の生活基盤の再建に向けた産業づくりや、地域の雇用の創出、医療・福祉サービス施設等、復興のためのまちづくりを進めるにあたっての土地取得及び土地造成と一体的に行う附帯事業が可能となる財政措置を講じること。

33 介護保険財政に対する市町村支援について 【復興庁、厚生労働省】

被災市町村では、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びにより、介護保険財政が悪化していることから、市町村財政を支援するため、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設など、国による財政支援措置を講じること。

34 避難地域の教育振興について【復興庁、総務省、文部科学省】

避難解除等区域等にある学校において、地域の復興につながるような魅力ある新たな教育を推進することができるよう、当該市町村の要望も踏まえ、校地校舎の整備や教職員の配置、学習環境や生活環境の整備などについて、国庫補助制度や地方財政措置の充実を含め、国として県や市町村に対し継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

35 警察官の増員について【総務省、警察庁】

「福島を支える力強い警察」を確立し、県民と警察が一体となった活動を展開しながら、避難解除等区域等の治安維持を含めた福島の安全・安心を実現するため、警察官の増員を図ること。

36 長期避難者の生活拠点等に関する支援について【復興庁】

長期避難者の生活拠点については、復興公営住宅整備費用やその整備に伴って必要となるインフラ整備、地域住民と避難者との交流やスクールバスの運行等の避難者を支援するためのソフト施策実施に要する費用に対し、コミュニティ復活交付金(長期避難者生活拠点形成交付金)として財源措置されているが、今後策定する復興公営住宅の全体整備計画を実現するため、追加的な必要戸数整備に要する費用はもちろん、避難者受入に伴い必要となるインフラ整備や避難者支援のソフト施策実施に要する費用についても、柔軟に対応できるよう財政措置を拡充すること。

37 原発避難者向け復興公営住宅の家賃負担について 【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省】

原発避難者向け復興公営住宅の家賃について、財物賠償の程度 や従前の住居が借家であるかの如何にかかわらず、家賃の全額を 賠償の対象とすること。

また、賠償期間終了後の一定期間は、家賃負担の一部を軽減するなど、激変緩和措置を講じること。

38 避難者に係る国民健康保険、介護保険等の支援制度の継続について【復興庁、厚生労働省】

帰還までの間、旧緊急時避難準備区域を含む避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、及び国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料等の全額免除に対する国の特別の財政支援を継続すること。

39 避難地域等における地上デジタル放送難視聴世帯対策について【総務省】

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難区域に対しては、住民の帰還時期に合わせた対策を講じること。

40 旧警戒区域等における有害鳥獣対策について【環境省】

避難指示区域への帰還に向けた環境整備を進めるため、地元自 治体と連携を図りながら、旧警戒区域及びその周辺地域における 野生鳥獣の生息状況等調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、 有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防除対策を速やかに講じること。

41 地域医療再生臨時特例交付金の基金設置期限延長と弾力的な運 用について【厚生労働省】

被災地の地域医療については、原子力災害に伴う指定区域の見直しや住民の帰還状況に応じた体制整備、医療機関の再開支援など、復興に向けた取組が長期かつ広範囲にわたることから、被災地の実情に応じて地域医療再生臨時特例交付金の基金設置期限を延長するとともに基金の活用に当たっては、弾力的な運用を認めること。

42 避難解除区域等における農業生産工程管理体制の強化に向けた 緊急支援について【農林水産省】

避難していた農業者の帰還の促進、帰還した農業者の経営の再開と安定化を図るためには、避難区域等で生産された農産物の安全性の確認は当然として、安全な農産物を生産する工程を明確にし、その工程に基づく生産を行うとともに、生産工程を情報として消費者等に発信することが極めて重要である。

このため、帰還農業者の代表や市町村及び農業団体と連携して行う、農業者及び農業者団体が取り組む農業生産工程管理を推進するために必要な現地指導体制の構築と備品等の整備について、平成25年度東日本大震災農業生産対策交付金等で採択するとともに、必要な予算を確保すること。

43 原発事故被災農業者等の営農再開等のための金融支援について 【農林水産省】

原発事故による避難農業者等が帰還し、または避難先において 営農再開する場合や、避難解除区域等での新たな農業の展開(新 規農業参入、地域産業6次化等)の促進を図るため、次に掲げる 金融支援を講じること。

(1) 資金対象

- ア 原発事故による避難農業者等が帰還し又は避難先においての 営農再開に必要な資金
- イ 避難解除区域等での新たな農業の展開(新規農業参入、地域 産業6次化等)のために必要な資金

(2) 金融支援の具体的内容

- ア 金利の実質無利子化措置
- イ 無担保・無保証人融資のための金融円滑化措置
- ウ 信用保証料の減免措置

44 原子力災害による避難者のふるさと帰還促進のための一時的な 住宅の整備について【復興庁、国土交通省】

避難指示解除準備区域からの避難者が帰還準備のため必要となる出身地周辺の一時的な住宅が不足していることや、旧緊急時避難準備区域の民間賃貸住宅に住んでいた避難者が帰還するための住宅が不足していることから、「地域の希望復活応援事業」において、市町村が一時的な住宅を整備する場合も国の支援対象とすること。

Ⅲ 生活環境について

45 避難者支援の充実について

【復興庁、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 県外避難者に対する支援

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難生活の長期化が見込まれることから、すべての避難者が避難先において安心して暮らすことができるよう、避難者支援を行う受入自治体、民間団体等に対する継続的な財政措置を講じること。

(2) 高速道路無料措置の延長

避難生活の長期化に伴い、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、平成26年3月31日まで実施されている避難指示区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、自主避難している母子避難者等を対象として、平成 26年3月31日まで実施されている高速道路無料措置は、母 子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえ、 国の責任において延長措置を講じ、実施すること。

(3) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間借上住宅等を含む)の供与期間については、今般、更に延長され4年間としたところであるが、地震・津波被害による被災者や原子力災害被災者が、恒久住宅に移転し、居住の安定が確保されるまで、同法による供与期間を延長すること。

また、長期避難に伴う避難者の状況変化の実態を踏まえ、借り上げ住宅の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用を図ること。

(4)被災者生活再建支援制度の拡充

ア 被災者生活再建支援金の拡充

被災者が住宅再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度に基づく支援金額を拡充するとともに、支援対象を住宅半壊世帯にも拡大すること。

イ 原子力災害被災者に対する支援制度の創設

原子力災害被災者の生活再建を促進するため、地震・津波による被災者と同様の生活再建支援金を全額国庫負担により支給する特別法を制定すること。

(5) 子ども・被災者支援法による支援施策の早期実施

子ども・被災者支援法による支援施策については、健康管理 の充実、避難者支援を行う自治体や民間団体等への継続的な財 政支援など、本県の実情や被災者の意向が反映された具体的な 施策として早期に実施し、必要な財政措置を講じること。

46 除染の推進について【復興庁、環境省】

(1) 除染対策基金の積み増し及び柔軟な執行

- ア 放射性物質汚染対処特措法第43条に基づき、必要な経費が確 実に措置されるよう除染対策基金への積み増し予算を十分に確 保すること。
- イ 除染手法や除染の対象に制約があること、国との個別協議に 時間を要することから、地域の実情に応じて柔軟かつ迅速に執 行できるようにすること。
- ウ 国・県の実証事業等で効果が確認された除染手法について、 国との個別協議なしに採用できるよう、除染関係ガイドライン 等に速やかに追記すること。

(2) 除染特別地域における迅速かつ確実な除染

一日も早い住民帰還のため、除染特別地域における除染を迅速かつ確実に実施するとともに、除染の実施状況を定期的にわかりやすく公表すること。

(3) 除染・インフラ復旧・農林地再生等の一体的かつ効率的な推進 県民が安心して住むことができる環境を回復するため、森林 除染や除染特別地域内の道路除染などにおいて、除染・インフ ラ復旧・農林地再生等を一体的かつ効率的に推進すること。

47 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理について 【総務省、財務省、環境省】

(1) 住民理解の促進

汚染廃棄物の処理を更に進めるために一時保管場所の確保や中間処理施設等における速やかな処理が重要であり、このため、リスクコミュニケーションなどを通じて住民理解を促進する施策を講じること。

(2) 一時保管場所の確保

国の責任において、汚染廃棄物の一時保管場所を確保すること。また、一時保管場所にはモニタリングポストを設置すること。

(3) 中間処理施設及び最終処分場の確保

国の責任において、減容化施設等の中間処理施設及び最終処分場を確保すること。

(4) 研究成果等の周知

汚染廃棄物の処理が進まず、保管スペースがひっ迫していることから、減容化や放射性物質の分離技術の開発・普及が強く望まれているため、汚染廃棄物の処理技術等に係る研究開発を充実し、その成果等について迅速に周知すること。

(5) 東日本大震災に係る災害廃棄物の実効性のある処理対策及び 処理に関する財政措置の延長

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理については、放射性物質の汚染への懸念等から、国のマスタープランに定める目標期限内における処理終了が困難な状況である。このため、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国の責任の下、実効性のある処理対策を講じること。

また、処理に要する経費については、その処理が完了するまで、災害等廃棄物処理事業の補助率嵩上げなど、現在の財政措置を延長すること。

(6) 対策地域内廃棄物の迅速かつ確実な処理

放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内における国による廃棄物の直轄処理を迅速かつ確実に実施すること。

48 安全で安心な消費生活の確保について【復興庁、消費者庁】

(1) 放射能簡易分析装置による検査体制の維持・強化に係る財源の確保

安全で安心な消費生活の実現に資するため、県民の身近なところで自家消費野菜等の放射能測定体制が今後も維持・強化できるよう、人件費をはじめとする必要な運営費用を確保すること。

(2) 風評被害の解消及び食と放射能に関するリスクコミュニケー ションの実施に係る財源の確保

消費者の食への安心を確保するため、生産者・加工業者等の 取組を消費者に分かりやすく説明し、風評被害の解消を図ると ともに、市町村と連携し、消費者に対するリスクコミュニケー ションを積極的に展開していくことができるよう、十分な財源 確保に努めること。

また、国においても、責任を持ってリスクコミュニケーションを全国的に展開し、消費者の理解を促進すること。

49 JR只見線の早期全線復旧について

【復興庁、財務省、国土交通省】

(1) JR東日本に対する国の指導

JR只見線は本県と新潟県、さらには首都圏を結ぶ鉄道路線として、防災上極めて重要な役割を担うとともに、全国有数の美しい景観に恵まれ、本県の観光をはじめとした地域振興に当たっても不可欠な交通基盤であり、原子力災害により分断された県内外の避難者すべての住民の絆を確保する重要な交通基盤でもある。

また、沿線は、電力供給地として電力の安定供給に大きく寄与し、戦後の復興と高度経済成長を支えてきた地域であり、国は責任を持って、JR只見線を核とした東日本大震災及び豪雨災害からのいち早い復興を実現するため、地元自治体の要請等も踏まえつつ、JR東日本に対し早期全線復旧をするよう指導すること。

(2) JR東日本に対する国の財政的支援(鉄道軌道整備法施行規 則の改正他)

赤字要件などの補助要件の特例的な緩和、補助対象の拡大、 補助率の最大限の引き上げ等を行うとともに、原状の復旧から 増加する事業費について、国が支援すること。

(3) 地元自治体に対する国の財政的支援

地元自治体が行うJR東日本に対する財政的支援及び風評対 策等に要する経費について、国が支援すること。

- 50 「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の継続について【復興庁、内閣府】
 - (1)「被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の継続 平成26年度においても、「被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を継続すること。
 - (2)「被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の充実 平成26年度は、相談体制のさらなる充実のため、十分な予 算確保に努めること。
- 51 被災地域地域間幹線系統確保維持事業について【国土交通省】 地域間幹線系統確保維持事業に係る被災市町村の指定について、 平成26年度以降も、引き続き全市町村を指定すること。

52 国際会議の誘致等について【内閣府、外務省】

国や関係団体が開催する国際会議を本県で開催できるよう誘致 するとともに、開催地に負担が生じる場合は、財政的な支援を行 うこと。

- 53 消防施設の早期復旧等に向けた支援について 【復興庁、総務省、消防庁】
 - (1)消防機関の施設等の復旧に対する支援

消防施設(設備)災害復旧補助金については、当分の間、継続すること。さらに、当該補助金に係る地方負担分については 全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援 を行うこと。

(2) 消防救急無線のデジタル化等の促進

消防防災施設等整備費補助金の補助率の嵩上げを行うとともに、緊急防災・減災事業債について、当分の間、継続すること。また、デジタル化整備後は維持管理経費の負担が増大することから、財政措置の充実を図ること。

54 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業について 【環境省】

本県の公立大学法人が原子力災害被災県の特殊性から特に重要な防災拠点となっていることに加え、本県が原子力被災県として積極的な再生可能エネルギー導入を推進していることに鑑み、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業において、本県の公立大学法人については県有施設と同様の補助率を適用すること。

55 福島県環境創造センター(仮称)の研究体制の整備について 【復興庁、文部科学省、環境省】

福島県環境創造センター(仮称)の効果的・効率的な運営のため、国は同センターの調査・研究企画立案に積極的に参画すること。

また、同センターにおいて、除染や動態調査など喫緊の研究課題に速やかに着手するため、同センターに招致する日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所の研究体制について、あらかじめ十分な人員と予算を確保し、迅速に整備されるよう、国は必要な措置を講ずること。

IV 保健・医療・福祉について

- 56 県民の不安解消施策に対する財政支援等について 【復興庁、内閣府、総務省、厚生労働省、環境省】
 - (1) 市町村が実施するホールボディカウンターの整備・運営にかかる財政支援

市町村が実施するホールボディカウンターの整備・運営にかかる費用について財政支援を行い、県民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

(2) 内部被ばく検査実施機関の拡大について

全国に避難している県民が内部被ばく検査を受けやすくする ため、検査機関の拡大に向けた支援を行うこと。

(3) がん検診等を受診しやすい環境の整備について

原子力災害に伴う県民の健康不安が高まっていることから、 がん検診等の受診率向上を図るための財政支援を強化すること。 また、県内外に避難している被災者が避難先の市町村でがん 健診を受診できるよう、原発避難者特例法に準じた体制を早急 に構築すること。

(4) 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置

放射線による健康被害が将来発生した場合の対応について、 福島復興再生特別措置法に規定された「保健、医療及び福祉に わたる総合的な措置」の具体化に向けた検討を早期に進めるこ と。

57 保健医療福祉人材の確保について 【復興庁、文部科学省、厚生労働省、環境省】

(1) 福祉・介護職員

震災後、福祉・介護職員が大幅に減少していることに加え、 避難の長期化に伴い要介護者が増加しているなど、人材不足が 深刻化している。県民が必要な福祉・介護サービスを受けられ るように、国において福祉・介護人材の確保対策に必要な財政 措置を講じること。

(2) 医師、看護師

本県では、医師の絶対数の不足に加え、原子力災害等の影響による医師を始めとする医療従事者の県外流出により、地域医療を担う人材不足が深刻化しており、本県の地域医療は危機的な状況にある。加えて、県内での人材確保が困難な状況にあることから、国において全国から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築など、直接的な医療人材確保対策を積極的に講じること。

(3) 保健師等

長期に渡る避難生活を余儀なくされた被災者等に対する健康 支援活動等に従事する保健師等の人材確保への支援体制を強化 すること。

(4) 甲状腺検査の専門職員

県民健康管理調査「甲状腺検査」の確実かつ迅速な実施を図るために、専門医等検査実施に必要な専門職の確保が前提となることから、国による派遣(支援)を行うこと。

58 母子の健康支援策の充実について【復興庁、厚生労働省、環境省】

(1) 子どもの医療費について

- ア 乳幼児期の医療費について、無料化制度を創設すること。
- イ 本県が実施している小学校から18歳までの子どもの医療費助成に対して、継続的な実施が可能となるよう必要な財政措置を行うこと。
- ウ 県外に避難をしている子どもについて、他県の医療機関において受診した場合にも子ども医療費助成制度による現物給付が可能になるよう配慮すること。

(2) 新生児聴覚検査について

聴覚障がい児の早期発見、早期治療を受けられる環境を整えるため、本県では子育て環境整備の一環として検査費用の助成を行うこととしているが、継続的な事業実施が可能となるような財政措置を講じること。

(3) 母子の健康支援について

放射線の健康への影響を心配し、育児不安を抱えている母子に対して、本県では相談事業及び母乳の放射性物質濃度検査を 実施しているが、継続した事業実施が可能となるような財政措置を講じること。

(4) 特定不妊治療について

特定不妊治療について医療保険制度を適用すること。

59 地域コミュニティ復興支援事業の継続及び拡充について【復興庁、厚生労働省】

当事業については、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業分)を財源に市町村社会福祉協議会等が生活支援相談員を配置し、仮設住宅等において被災者を訪問し、見守り、相談、情報提供等を行い福祉サービスの利用を援助するなどの事業であるが、本県の場合、避難生活が長期化しており、被災者の支援を継続する必要があることから、平成26年度においても引き続き実施すること。

さらに、借り上げ住宅の被災者への訪問を強化するなど生活支援相談員の活動を支援する必要があることから、 配置人員の増加等の事業の拡充を行うこと。

60 被災者の健康支援に対する財政支援の継続について 【厚生労働省】

原子力災害に伴い、長期に渡る避難生活を余儀なくされた被災 者等に対する健康支援活動の継続や活動体制の強化を図るための 財政支援を継続すること。

61 心のケアセンター支援継続について【復興庁、厚生労働省】

心のケアセンター事業について、平成26年度以降も財政支援 を継続すること。

62 地域自殺対策緊急強化基金事業の継続について【内閣府】

地域自殺対策緊急強化交付金の積み増しを行うとともに、平成 26年度以降も財政支援を継続すること。

63 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関わる予防接種について 【厚生労働省】

新型インフルエンザ等対策特別措置法における住民への予防接種は、特措法46条に基づき予防接種法第6条の規定(臨時の予防接種)として、市町村が実施することとされている。しかし、本県では、未だ東日本大震災の影響により、全国各地へ多数の県民が避難している(自主避難を含める)状況であるため、下記について要望する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法における「臨時の予防接種」についても、原発避難者特例法の対象とすること。
- (2) 自主避難者についても、原発避難者特例法と同様に、全国どこに避難していても確実な接種ができるように、全国統一的な接種体制を構築すること。

64 被災した国民健康保険、介護保険等被保険者の保険料等の減免 に必要な財政支援について【復興庁、厚生労働省】

避難指示等対象地域以外の被災被保険者に対する保険料(税) 及び一部負担金(利用者負担)の減免措置に対しては、平成24 年9月末まで講じられていた特別の財政支援と同様の十分な財政 支援を講ずること。

また、被災に伴う保険料(税)減収による市町村の財政負担に対しても必要な措置を行うこと。

65 放射線医学に係る拠点の整備・運営について 【文部科学省、環境省】

放射線の影響下での生活を強いられている県民の健康を将来にわたって守るため、福島県立医科大学において放射線医学に関する最先端の研究・診療拠点「ふくしま国際医療科学センター」を整備することとしているところであるが、原子力災害等復興基金の対象となっている早期診断部門や創薬・治験部門、県民健康管理基金の対象となっている県民健康管理調査を担う部門や最先端治療部門に加え、「県民健康管理調査」や最先端医療を担う人材の教育及び育成を行う施設も一体として整備する必要があることから、その整備と運営に要する経費について国の財政措置を講じるとともに、国内外の放射線医学の専門家の確保についても支援すること。

66 社会福祉施設等の復旧に向けた支援について 【復興庁、厚生労働省】

- (1) 原発事故の影響及び津波被害に伴う建物の全壊等により事業 再開が出来ない被災施設の仮設施設の整備や移転新設等による 事業再開への取り組みに対し、平成25年度においても社会福 祉施設等災害復旧費補助金による財政措置を講じること。
- (2) 避難指示区域等に所在する障がい児者施設においては、避難 が長期化した場合、他の地域に代替施設を整備することが必要 となることから、その用地の確保や施設建設等、代替施設の整 備について財政支援を行うこと。

67 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の延長について 【復興庁、厚生労働省】

原発事故に伴う避難が長期に及ぶことから、仮設住宅等での高齢者の孤独化防止のために設置する高齢者等サポート拠点等による支援を継続するため、平成25年度までとする基金の期限を延長すること。

68 地域密着型介護サービス基盤の整備促進について 【復興庁、厚生労働省】

第5期介護保険事業支援計画期間中においても地域密着型介護 サービス基盤の整備を促進するため、平成25年度までとする介 護基盤緊急整備等臨時特例交付金を積み増し・延長すること。

69 施設開設準備経費助成特別対策事業の積み増しについて 【復興庁、厚生労働省】

施設開設準備経費助成対策事業については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増し・延長に併せ実施期限が1年延長されたところであるが、平成25年度の事業費が不足していることから積み増し等の財源措置を講じること。

70 福祉・介護人材の確保のための特例措置の創設について 【復興庁、厚生労働省】

原発事故の影響により、福祉・介護施設等従事者は震災後大幅 に減少しており、県内での人材確保が困難な状況にあることから、 事業者を支援するため、現行の「介護職員処遇改善加算」に加え て、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

71 障害福祉サービス事業再開支援事業の継続について 【復興庁、厚生労働省】

障害福祉サービス事業再開支援事業補助金について、平成26 年度以降も継続すること。

72 安心こども基金について【文部科学省、厚生労働省】

原子力災害に対応した支援策の貴重な財源である安心こども基金について、本県の厳しい実情にあった弾力的な運用を可能にするとともに、積み増しを行うこと。

また、安心こども基金は存続が明確でないことから、安心して 子育てすることができる環境づくりを進めるために、新たな基金 の創設も含めて継続的な財政措置を講じること。

73 子ども・子育て支援新制度への移行について【内閣府】

(1)被災地の状況に対応した子ども・子育て支援新制度への移行 支援

子ども・子育て支援新制度への移行については、被災市町村から全国各地に避難している避難者にも必要なサービスが遺漏なく提供されるよう万全を期すため、被災市町村の移行準備作業に対して支援を行うなど、被災地の状況に応じたきめ細かな対応を行うこと。

(2) 子ども・子育て支援新制度移行に必要な財源の確保

新制度への移行のために必要となる施設整備等の補助制度を 創設するとともに、補助制度創設に当たっては、国において、 必要な財源を全額確保すること。

74 保育士人材確保等事業について【厚生労働省】

平成25年度より安心子ども基金により開始した保育士人材確保等事業については、地域の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る必要サービス量を十分に確保するために、中長期的な視点で支援を適切に継続すること。

75 地域の子育て支援策の充実について【厚生労働省】

(1) 地域の子育て支援策の充実等

保育対策等促進事業、放課後子どもプラン推進事業等、地域の子育て支援策を一層進めるため、補助要件の弾力化と地方の 財政負担の軽減を図ること。

(2) 経済的支援の充実等

児童扶養手当について、所得制限の緩和や第2子以降の加算額を含めた手当の増額など、制度の拡充を図ること。

76 保育所運営に係る財政支援について【厚生労働省】

県内の保育所に対する運営費補助金の算定に当たっては、災害前の児童等の人数を算定基礎とするなど、平成26年度以降も地域の実情に合わせた弾力的な取り扱いを継続すること。

77 保育施設における保育料の軽減事業に対する助成について【厚 生労働省】

子育て世帯のうち、多子世帯に対する保育料の軽減を行うため、 補助対象者及び減免率の拡大に必要な財政措置をすること。

78 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止について【厚生労働省】

地方単独医療費助成制度により、一部負担金の支払を免除、軽減した場合の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

79 後期高齢者医療財政安定化基金について【厚生労働省】

今後も医療費の増加傾向が続くことが見込まれる中、後期高齢 者医療の財政の安定化及び保険料率増加抑制に資する後期高齢者 医療財政安定化基金造成について、国からの拠出を継続すること。

80 障害者自立支援対策臨時特例基金事業に替わる補助制度について 【厚生労働省】

平成24年度で終了した障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業のうち、法施行に伴う継続事業に要する経費について、新たな補助制度を設けること。

81 抗インフルエンザ薬の備蓄について【厚生労働省】

抗インフルエンザウイルス薬については、備蓄薬の保管料に加え、備蓄薬の更新、廃棄のための経費が、平成25年度以降、順次、新たに必要となることから、国において、交付税措置ではなく、目に見える形で財政措置を講じること。また、費用をかけ備蓄した薬について、有効活用が出来ないか対応方針を含めて示すこと。

82 水道施設の耐震化に係る補助制度の拡充について【厚生労働省】

地震等の災害時において、ライフラインとしての水道の機能が 確保できるよう、水道施設全般の耐震化に係る国庫補助事業制度 を拡充すること。

- (1) 石綿セメント管の更新に係る国庫補助事業制度を新設すること。
- (2) ライフライン機能強化事業費など、老朽化した基幹施設の耐震化を目的とした補助事業における補助率への配慮を行うこと。

V 商工労働・観光交流について

- 83 医療機器産業の集積に向けた福島県独自の支援の創設について 【内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
 - (1) 政府の成長戦略への位置づけについて

本県における医療関連産業の集積に向けた取組を政府の「成長戦略」の一つとして位置づけ、日本版NIHによる開発支援や海外展開など、政府を挙げて本県医療関連産業への重点的支援を通じた復興に取り組むこと。

(2)「福島発」の医療機器開発の加速化に向けた支援について

本県では、国からの補助金等を活用して多様な医療機器開発が行われているが、これらの開発の加速化により、即効性のある復興を実現するため、特区制度の活用等による福島独自の規制緩和や税制特例措置を講じること。また、大学を中心とした県内医療機器の開発を支援すること。

- (3) 本県を医療機器産業の一大拠点とするための支援について 県内外の医療機器関連企業の集積を通じて、本県を医療機器 産業の一大拠点とするため、新たな補助制度の創設など、大胆 な財政支援を講じること。
- (4)「福島発」の医療機器の販売促進に向けた支援について

県内企業等の販路拡大につなげるため、「福島発」の医療機器を全国へ、さらには世界へ売り込んでいくための販売促進策への支援を講じること。

84 福島空港国際定期路線の早期再開について【外務省、国土交通省】

福島空港国際定期路線の早期再開に向け、放射能等の風評被害を取り除くため、関係国政府に対して正確な情報発信、政府としての積極的な働きかけを図ること。

85 福島空港の防災拠点等への位置づけについて 【内閣府、国土交通省】

(1) 国の防災計画等での位置付け

東日本大震災時に、福島空港が東北地方全体の災害対応に大きな役割を果たしたことを踏まえて、今後想定される首都直下型地震など大規模かつ広域的な災害において福島空港を救援活動の対応拠点や首都圏空港のバックアップ空港として活用するよう、国の防災計画等での位置づけを行うこと。

(2) 必要な整備等への支援

福島空港が災害時に防災拠点として速やかに機能するために 必要な整備等への財政的支援を行うこと。

86 再生可能エネルギー関連産業の集積に向けた支援について【経済産業省】

(1) 次世代技術開発への支援について【再掲】

「福島発」の次世代をリードする藻類バイオマスや蓄電技術などの研究開発を実施することを通じて、県内企業等の技術力の高度化を図り、もって同産業を本県復興を牽引する産業とするため、福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業について十分な予算を確保すること。

(2) 本県で開発された再生可能エネルギー発電設備等導入への財政支援について

再生可能エネルギー関連産業の集積・育成を進めるためには、本県で開発された発電設備等の活用を促進することが必要であることから、本県で開発された製品の県内における導入を支援するために必要な予算を確保すること。

(3) 浮体式洋上風力発電実証研究事業の推進等について

浮体式洋上風力発電実証研究事業を着実に実施するとともに、 洋上風力発電研究センター(仮称)の整備など、福島において 浮体式洋上風力発電技術の国際標準を先導するような研究開発、 試験活動の強化・機能の集積を行うために必要な予算を確保す ること。

- (4) 再生可能エネルギー関連の展示会開催への財政支援について 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成を進めるためには、 企業間の取引拡大を支援するための継続的な支援が不可欠であ ることから、本県で実施する展示会に必要な予算を確保するこ と。
- 87 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について 【経済産業省】

グループ補助金の自己負担部分にも利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

88 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について 【経済産業省】

本県の産業復興を進めていく上で、企業立地の推進は施策の柱となることから、企業立地を円滑に推進できるよう必要で十分な予算を確保すること。

89 工業団地造成利子補給事業の補助対象拡大について 【経済産業省】

地域経済産業復興立地支援事業(工業団地造成利子補給金業) について、工業団地造成のための借入金に係る利子補給に加えて、 工業団地内の道路等公共施設の造成工事費を支援対象とすること。

90 商工会館の復旧建設費補助について【経済産業省】

これから本格的な復旧整備に着手する商工会もあることから、 商工会館の施設復旧に対する財政支援について、平成26年度以 降も継続すること。

91 放射線量測定指導・助言事業について【経済産業省】

今年度同事業により実施されることになっている、工業製品の 放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、平成26年 度以降も当該事業を継続するとともに十分な予算確保を行うこと。

92 緊急雇用創出事業の継続について【厚生労働省】

(1) 事業復興型雇用創出事業

平成26年度以降に開始する事業を対象とし、支給対象期間を延長するとともに、必要な予算措置を行うこと。

(2) 震災等緊急雇用対応事業

平成26年度以降に開始する事業を対象とするとともに、必要な予算措置を行うこと。

93 被災者等に対する職業能力開発施設(県立テクノアカデミー) 授業料等減免措置の継続について【厚生労働省】

職業能力開発施設(県立テクノアカデミー)の授業料等について、平成26年度以降の交付金措置を継続すること。

94 情報処理技能者養成施設(いわきコンピュータ・カレッジ)への運営補助の継続について【厚生労働省】

情報処理技能者養成施設(いわきコンピュータ・カレッジ)は、 県内唯一の情報処理技能者養成施設として、高度な技術を持つ優 れた人材を輩出しており、また、設置市であるいわき市は、震災 以降、多数の避難者を受け入れており、今後、避難者及び被災者 の技術・技能の向上を支援し、復興を支える人材の確保のために も、当該施設の安定した運営が必要であることから、運営補助を 継続すること。

95 加工食品の放射性物質検査に対する財政支援について 【厚生労働省】

県内食品加工業者が生産する加工食品の放射性物質検査に係る 消耗品等の費用および検査機器の維持管理等に係る費用について、 財政支援を行うこと。

96 復興促進プログラムの継続について【文部科学省】

独立行政法人科学技術振興機構・JST復興促進センターが取り 組んでいる同取組について、平成26年度以降の継続および新規採 択募集を実施すること。

97 福島県の観光復興関連支援事業について【観光庁】

(1) 観光の風評被害対策への支援

県が実施する風評被害対策や観光復興対策に対し、引き続き 財政支援を行うとともに、県内の実情に即した柔軟な活用が可 能となるようなものとすること。

(2) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航制限の解除及び観光の正確な情報発信と外国人観光客の誘致に努めること。

(3) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援 国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポー ツ等の各種イベントを本県で開催できるよう誘致すること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、財政支援を行うこと。

98 福島県産品の風評払拭及び販路拡大について

【復興庁、消費者庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 県が実施する県産品の風評払拭・販路拡大等の取組に対する 財政支援

県が実施する県産品の風評払拭及び販路回復・拡大、福島県ブランドの再生に向けた情報発信施策(首都圏における拠点の整備を含む)に対し、財政措置を講ずること。

(2) 商工団体等が実施する風評払拭・販路拡大等の取組に対する 財政支援

商工団体や個別企業等が風評払拭と販路拡大のために実施する各種イベントや展示会出展等の取組に対する財政支援を講ずること。

(3) 諸外国に対する輸入規制解除の働きかけ

本県産食品の輸入停止や県内事業者に多大な負担のかかる検査の義務化など、輸入規制が行われている諸外国等に対し、国として検査体制など安全確保の取組の情報を積極的に発信するとともに、規制が解除されるまで、各国・地域政府機関への働きかけを継続的に行うこと。

99 地方空港対策について【国土交通省】

(1) 震災からの復興対策

福島空港伊丹路線は本県の産業復興、観光再生に重要な役割果たすことから、伊丹空港の発着枠の見直しにおいて福島路線分の維持・拡大を図ること。

(2) 路線維持・拡充のための支援

- ア 運休となっている福島空港国際定期路線の再開に向け、また、 広域公共ネットワークの柱である国内定期路線の維持・拡大を 図るため、県が一定期間、航空会社に対する対する運航経費支 援を行うために必要な財政措置を講じること。
- イ 空港整備勘定について、地方自治体が利用促進等に活用できるような見直しを図ること。
- ウ 福島路線の維持拡大を図るため、福島路線航空機の燃料税軽 減率を沖縄路線航空機と同等にすること。

(3) 路線維持に係る各種協議

- ア 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国の届出前に国を交えて空港の設置管理者等との協議する制度を設けること。
- イ 国と県及び関係市町村が地方空港の路線維持対策に関して意 見交換を行う場を設けること。

(4) 空港管理への支援措置

積雪・凍結時に不可欠な除雪関係車両、空港の安全確保に不可欠な特殊車両の更新及び航空機に発生する電波障害のためのテレビ受信障害対策施設の更新についての支援措置を新設すること。

VI 農林水産業について

- 100 森林及び農業用ダム・ため池の除染等について【復興庁、農林水産省、環境省】
 - (1) 森林除染の推進及び放射性物質の再拡散対策について

ア 森林除染の推進について

森林全体の除染に関する方針を速やかに決定するとともに、 間伐や木柵工等を放射性物質の拡散防止対策として除染の対象 に位置付けること。

また、地域の実情に応じて除染対象区域を拡大するとともに、 汚染状況重点調査地域においても、立木に8,000Bq/kgを超 える汚染のある森林については、国が除染を実施すること。

イ 放射性物質の再拡散対策について

林野火災に伴う放射性物質の再拡散について調査・研究し、 必要な対策を実施すること。

ウ 森林・木材に関する指標について

森林や木材の放射性物質について、調査や実証試験等でデータを集積し、森林の利用や木材の安全性を確保するための指標を設定すること。

(2)農業用ダム・ため池の除染対象としての位置付けについて

流域から流入する放射性物質を蓄積している農業用ダム・ため池について、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への悪影響を防止するため、これらを除染対象として位置付けること。

- (3)被災地復興のための森林・林業再生対策の予算確保と制度拡充について
 - ア 森林・林業再生対策の推進について

森林整備と放射性物質対策を継続して着実に実施するため、 必要な予算を確保すること。

イ 林産物の安全・安心の確保について

「汚染状況重点調査地域」以外の市町村においても、きのこ原木の指標値を超え、原木として使用することが困難な広葉樹資源が存在することから、地域の実情に応じて、森林・林業再生対策の対象とすること。

101 農林水産業の損害賠償について【農林水産省】

(1) 財物賠償について

- ア 田畑、森林等の賠償基準を国が前面に出て早急に示し、賠償 金の支払を速やかに開始させること。
- イ 農機具や農業用施設などのいわゆる償却資産の賠償は、事業 再建に支障が生じることがないよう東京電力株式会社に対して 強く指導すること。

(2) 自主的除染等に係る賠償について

- ア 農業者・団体が自ら行う県内全域における農地、農業用施設、 樹木などの除染に要する費用について、農業者等に負担が生じ ないよう明確な基準を早急に示すこと。
- イ 農林水産業者・団体が負担した農林水産物の自主検査に要する費用(検査機器、人件費等)について、被害者に寄り添い迅速な賠償を行わせること。

102 農林水産物の風評対策の充実・強化について【農林水産省】

風評の1日も早い払拭のためには、ふくしまの「魅力」と「今」を国内外に大きく繰り返し発信することが不可欠であることから、以下により農林水産物の風評対策を充実・強化すること。

(1)農林水産物の風評対策の強化について

農林水産物等の放射性物質による汚染に対する国民の不安感を払拭するため、緊急時環境放射線モニタリング結果などの農林水産物の安全性に関する情報について、各種媒体を有効に活用したPR、消費者や流通業者等に対するきめ細かな説明や流通関係団体への指導を強化するとともに、諸外国に対する輸入規制解除の働きかけも含めた実効ある風評対策を強力に展開すること。

(2) 福島発農産物等戦略的情報発信事業の予算確保等について

県が実施する風評対策について、引き続き十分な予算を確保するとともに、県内及び海外事業への補助対象拡大や、基金による運用を講じること。

103 6次産業化に係る施設整備に関する支援の拡充について 【農林水産省】

6次産業化に係る施設整備に関する支援について、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)」に基づく事業計画認定者に対し、補助率を1/2から2/3にかさ上げするとともに、十分な予算を確保すること。

104 県オリジナル地鶏の種鶏改良増殖施設整備について【農林水産省】

原子力災害により甚大な被害を受けた本県中山間地域の農業・農村の再生を図るためには、この地域の農村振興の牽引役を担う県オリジナル地鶏産地の復興を着実に進めることが不可欠である。これら地鶏の種鶏を安定的に供給する種鶏改良増殖施設については、家畜防疫上のリスクや飼養管理上の環境が悪化しており、再整備することが喫緊の課題となっていることから、平成25年度東日本大震災農業生産対策交付金での採択及び、必要な予算の確保について十分に配慮すること。

105 大豆·麦等生産体制緊急整備事業の事業実施期間の延長について 【農林水産省】

大豆・麦等生産体制緊急整備事業の事業実施期間を延長し、平成26年度以降においても事業に着手できるようにすること。

106 あんぽ柿の産地再生とブランド回復に向けた支援について【農林水産省】

本県の特産品である「あんぽ柿」の産地が再生し、特産品としてのブランド回復が図られるよう、非破壊で放射性物質を検査できる機器開発に対する国の支援を強化するとともに、産地の検査機器導入への支援策を講じること。

また、放射性物質の影響を排除するために取り組む試験加工、 非破壊による放射性物質検査によって発生する追加的経費及び、 力キ樹の改植と未収益期間の逸失利益等について損害賠償の対象 となるよう東京電力株式会社を強く指導すること。

107 経営体育成支援事業の予算配分基準の改善等について 【農林水産省】

(1) 十分な予算確保について

人・農地プランの中心的経営体に位置付けられた多くの担い 手が、プラン達成に向けて本事業による必要な支援を受けられ るよう、十分な予算の確保を図ること。

(2) 予算の配分基準の改善について

本県農業者は原子力災害による風評に立ち向かいながら、米の全量・全袋検査や放射性物質の吸収抑制対策等、安全・安心な農産物の生産に全力を傾注していることから、これらの取組みについても評価項目に加えるなど、農業者の努力と熱意に配慮した配分基準の見直しを図ること。

108 農業経営基盤強化準備金制度の制度強化について【農林水産省】

「攻めの農業」の実現に向けて、認定農業者等が、中・長期的 視点で計画的な経営改善を図られるよう、農業経営基盤強化準備 金制度を以下のとおり強化すること。

- (1) 積立原資の対象となる交付金を拡大すること。
- (2) 規模拡大や経営の多角化などに対応した建物、建物付帯設備についても対象とすること。
- (3) 積立期間を延長すること。

109 農村地域復興再生基盤総合整備事業における運用の見直しについて【農林水産省】

農村地域復興再生基盤総合整備事業に係る事業実施区域と対象事業については、現在の運用を見直し、以下のとおり、事業実施 要綱・要領のとおり運用すること。

- (1)事業実施区域は、汚染状況重点調査地域に限定せず、県内全域を対象として取り扱うこと。
- (2) 対象事業は、事業実施要綱・要領に記載の全事業を対象として取り扱うこと。

110 復興・再生のための事業継続と予算の確保等について【農林水産省】

避難区域が再編され、今後、復興を加速化していく本県農林水産業においては、被災した施設の整備や機器導入、地域での復興に向けた取組、土地改良区や被災農業者等に対する支援など、継続的かつ重点的な支援が必要であることから、以下の事業の継続等について、十分配慮すること。

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保等について

地震・津波被害に加え原子力発電所事故により甚大な被害を被った本県農業の着実な復興のためには、東日本大震災農業生産対策交付金が必要不可欠であることから、平成26年度以降も継続的に実施し、十分な予算を確保するとともに、本県農業の復興のための新たな施設整備等についても支援の対象とすること。

(2) 被災農家経営再開支援事業の継続について

平成23年度から平成25年度まで実施されてきた被災農家 経営再開支援事業について、平成26年度以降についても事業 を継続し、津波等の影響により生産を断念せざるを得なくなっ た被災地域の早期の営農再開に向けた支援を行うこと。

(3)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の継続等について

ア 中長期的な継続について

本事業の実施期間は平成25年度までとなっているが、避難 指示区域の見直しが進む中、相当期間帰還が困難であり避難先 で営農を再開せざるを得ない被災農業者等に対し、中長期的に 耕作放棄地を活用した被災農業者等への支援が不可欠であるた め、平成26年度以降も本事業を継続して実施すること。

イ 基金造成による事業の実施について

本事業は単年度事業であるため、毎年度の予算成立時期の影響を受け、周年的な支援に支障をきたしているほか、避難が長期化する中で被災農業者が希望する営農再開の時期を逸することなく、弾力的に支援できるよう基金事業とすること。

(4)被災土地改良区復興支援事業の期間延長及び拡充について

ア 事業期間の延長について

平成25年度までには、完全に機能回復できない被災土地改良区があることから、平成26年度以降も事業期間を延長すること。

特に、借入金償還利子については償還終了まで助成対象とすること。

イ 助成対象の拡充について

被災土地改良区の健全な運営のため、小規模な水路等被災施設の復旧費用を新たに助成対象とすること。

(5) 農地・水保全管理支払交付金(復旧活動支援交付金)の継続 について

本事業の実施期間は平成25年度までとなっているが、避難 区域の見直し等に伴い、本事業を活用した復旧活動が引き続き 不可欠であるため、平成26年度以降も継続して実施すること。

111 インフラ復旧等の先行除染について【農林水産省】

避難指示区域等において住民帰還を早期に実現するためには、 除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ一体 的に進める必要があることから、災害復旧事業等に先行して除染 を実施するとともに、仮置場の確保について省庁間の連携を一層 強化し取り組むこと。

112 海岸防災林造成事業実施に係る事業予算の確保及び円滑な事業 実施に係る諸制度の整備について【農林水産省】

- (1)避難区域等の見直し等による事業区域の拡大に対応し、事業 完了に至るまでの全体計画事業費の確保を図ること。
- (2) 本事業を推進するため、土地収用法に準じて用地取得や所得 税等の減免ができる制度とすること。

113 地球温暖化対策について【農林水産省】

二酸化炭素の吸収源として極めて重要な役割を担う森林については、多様な主体が積極的に取り組めるよう、「地球温暖化対策のための税」の活用などにより森林の保全・整備への支援を充実するとともに、二酸化炭素を固定する木材の建築材への積極的利用や木質バイオマスのエネルギー利用を推進するための支援を拡充すること。

114 水産業の復興支援について【農林水産省】

いる。

(1) 本県水産業の再開に向けた支援について

原子力発電所事故の影響が収束する見通しが立たない中、漁業関係者は昨年6月から試験操業を開始し、現在までに、操業海域や対象魚種を拡大するなど着実な取組を実施していることから、引き続き、これらの取組に対し最大限の支援を行うこと。また、放射性物質は隣県を含めた広い海域に影響しているが、特に、本県では、本格的な漁業再開に向け、多くの検体を迅速に検査できる非破壊型検査機器等の早期実用化が課題となって

しかし、水産物の種類の多さ、流通形態の多様性といった水産物特有の問題があり、県レベルでの機器開発メーカーへの協力では限界があることから、検査機器の開発について国が支援を行うこと。

さらに、漁業現場の実態に即した検査システムを構築するため、行政機関、漁業団体及び機器開発メーカー等が一体となった取組を、国が強いリーダーシップを発揮し支援すること。

(2) 河川、湖沼、海洋の汚染防止対策について

大規模に行われる除染活動等で生じる汚染水が河川を経て、湖沼、海洋に流れ込むことにより魚介類が汚染され、漁業の再開にも大きな影響を与えることが懸念されるため、河川、湖沼に加え、特に海洋のうち、幼稚魚の保育場である河口や干潟、沿岸域の漁場や養殖場などにおける放射性物資のモニタリング検査を実施するとともに、効果的な除染技術を開発すること。

また、河川、湖沼、海洋の魚介類からは、時間の経過とともに濃度は低下しているものの、いまだ放射性物質が検出される状態にあり、漁業の再開に大きな障害となっている。

特に、ヒメマス等の湖沼性魚類からは、基準値を超える放射性セシウムの検出が続いており、湖沼性魚類の放射性物質による汚染のメカニズムを早急に究明するとともに、除染技術の開発等の対策を講じること。

(3)漁船、共同利用施設等の復旧について

漁場復旧対策に加え、漁船、漁港、共同利用施設、養殖施設、 流通・加工施設等を含めた水産業の一体的な早期復旧・復興に 向けたインフラ整備等に対して引き続き、全面的に支援を行う こと。

(4) 漁業担い手の確保・育成について

国の漁業復興担い手確保支援事業は、漁業収入があることを 前提としており、一部の試験操業を除き漁業が再開されていな い本県では、本事業の活用が困難であるため、本年度から県単 独事業により対策を講じているものの、県レベルでは限界があ ることから、航海操船技術や加工技術など幅広い研修を可能と する他、燃油代、漁具資材代、研修後の実習にかかる経費(雇 用助成)なども事業対象経費とする新たな事業を創設すること。

Ⅷ 県土整備について

115 放射性物質を含んだ下水の乾燥汚泥及び焼却灰の処分について 【国土交通省、環境省】

放射性物質を含んだ下水の乾燥汚泥及び焼却灰の円滑な処分に向けて、国の責任において住民理解を促進する施策を講じ、他の自治体や事業者に対して協力するよう指導することなどにより、確実に搬出できる受入れ先を早急に確保すること。

- 116 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援について 【復興庁、財務省、国土交通省】
 - (1) 南東北のネットワークを強化する会津軸の整備について 大規模災害時において、広域な避難や緊急物資等の輸送を可 能にする災害に強い幹線道路ネットワークを確保するため、会 津縦貫北道路・会津縦貫南道路の早期完成及び直轄指定区間へ 編入すること。
 - (2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備について
 - ア 中通り軸として、国道 4 号 (白河拡幅、鏡石拡幅、伊達拡幅)及び国道 1 3 号 (福島西道路 II 期区間)の早期整備を図ること。
 - イ 横断道軸として、磐越自動車道(会津若松~新潟中央間)の 4車線化の早期着手及び国道49号(平バイパス、北好間改 良)の早期整備を図ること。
 - ウ 南部軸として、一般国道289号(八十里越)直轄権限代 行事業の早期整備を図ること。

117 津波被災地の不足土対策について【復興庁、国土交通省】

- (1) 大量に不足する盛土材の確保策のひとつとして、他県で発生する建設発生土の活用が不可欠であることから、情報共有の場を設置するとともに、費用負担の考え方の整理など国が主体となって広域的な調整を行い、統一的な仕組みづくりに取り組むこと。
- (2) 復旧・復興の遅れが生じないよう、盛土材を確保する方策の ための十分な予算を確保すること。

118 除染とインフラ復旧等の一体施行について【国土交通省】

避難指示区域等において住民帰還を早期に実現するためには、 除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ一体 的に進める必要があることから、災害復旧事業等に先行して除染 を実施するとともに、仮置場の確保について省庁間の連携を一層 強化し取り組むこと。

119 復旧・復興事業における施工確保について【復興庁、国土交通省】

(1) 技術者の専任要件を必要とする建設工事の要件の緩和

土木一式工事における技術者の専任を必要とする対象工事の 請負金額について、建設業法改正又は復興特区の活用により、 「2,500万円」を「1億円」に増額できるよう改善すること。

- (2) 実勢価格を反映できる積算手法の設定
 - ア 技能職種における統一単価の設定について

鉄筋工や型枠工など広域的に移動が多い職種については、被災三県で単価差が生じないよう、統一単価とすること。

イ スライド算定事務の簡素化

「インフラスライド」と「単品スライド」を併用させた場合には、受発注者ともに複雑な事務処理に多大な労力と時間を要すことから、スライド額算定事務の簡素化を図るための仕組みづくりを構築すること。

(3) 資材確保のための支援

ア 国直轄事業におけるプラント等の設置について

国が実施する大規模工事にあっては、独自に生産プラントを設け、県・市町村・民間の工事に影響がでないように配慮すること。

イ プラント設置等に係る補助制度の新設について

民間事業者が生コンクリートプラントの設置や生コン運搬車の購入等を行う際、その費用を支援する補助制度等を新たに設けること。

ウ 骨材等の広域調達支援について

資材の安定的な資材供給を図るため、国で調達場所やストックヤードの調整を行うこと。

120 地方有料道路の無料化に対する財政支援について 【復興庁、国土交通省】

国が、東日本大震災の被災者支援及び本格的な復旧・復興支援のために、高速道路の無料化措置を継続する場合は、関係する地方有料道路についても一体的な措置を行う必要があることから、無料化による減収については、その全額を国が補填すること。

121 県土強じん化対策(防災・減災)のための交付金制度の拡充について【国土交通省】

河川堤防や砂防施設など管理施設の機能を適切に発揮させるため、経年劣化等により機能低下した河川管理施設等の更新・補修等を交付金制度の対象とする制度の拡充を講ずること。

122 阿武隈川の洪水対策について【国土交通省】

(1) 阿武隈川河川改修事業の着実な推進

流下能力を向上させるための河道の掘削や、被害の軽減を図る洪水調節施設の整備等、河川整備計画に基づき阿武隈川改修事業の着実な推進を図ること。

(2)総合的な内水対策の推進

住民避難に資する情報連絡体制の強化など総合的な内水対策の推進を図ること。

123 土砂災害警戒区域指定に係る基礎調査への支援拡充について 【国土交通省】

土砂災害警戒区域指定に係る基礎調査に対する国費嵩上げ(現行:国費1/3)などの財政支援をすること。

124 避難指示区域等における災害査定の円滑な実施について【水産庁、国土交通省】

旧警戒区域内の災害査定について、机上査定の緩和等や実施時期の延長(区域再編後)をしていただいているが、今後とも継続すること。

125 東日本大震災関係災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保について【復興庁、総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 東日本大震災に係る災害復旧は広範囲な測量設計や用地調査 が必要となることから、工事雑費だけでは測量設計等に係る経 費が不足している。

本年度は復旧・復興工事が本格化することから、円滑な事業執行を図るために発注者支援業務を実施する必要があり、業務委託費等の確保のため、工事雑費算定率の嵩上げや新たな委託費補助制度を設けるなど災害復旧制度の拡充を図ること。

(2) 工事雑費の嵩上げ分等については、震災復興特別交付税措置の対象とすること。

126 水の安全・安心のための治水対策事業の促進について 【国土交通省】

河川の氾濫による洪水被害を未然に防ぐため、直轄管理河川である阿武隈川・阿賀川の整備を促進すること。

県管理河川においては、防災・安全交付金等について、安定的な予算を確保し、河川等の整備を促進すること。

- (1) 直轄河川改修事業 阿武隈川 (二本松・安達地区、本宮地区、浜尾遊水地、上流遊水地)
- (2) 直轄河川改修事業 阿賀川(長井地区 外)
- (3) 県河川改修事業 右支夏井川 外
- (4) 県ダム事業 千五沢ダム再開発事業

127 水の安全・安心のための砂防事業及び海岸保全事業の促進について【国土交通省】)

土砂災害を未然に防止するために、直轄砂防関係事業による対 策工を促進すること。

県が行う砂防関係事業及び高潮被害等を未然に防ぐための海岸 保全事業を促進すること。

- (1) 直轄砂防事業 阿武隈川水系(荒川、松川、須川)
- (2) 直轄地すべり対策事業 阿賀野川水系 (滝坂地区)
- (3) 県砂防事業 (石田沢 外)
- (4) 県地すべり対策事業 (蓬莱地区 外)
- (5) 県急傾斜地崩壊対策事業(小谷川端地区 外)
- (6) 県海岸高潮対策事業 (豊間海岸 外)

- 128 産業復興を支える国際バルク戦略港湾などの物流拠点の整備促進について【復興庁、国土交通省】
 - (1) 国際物流ターミナルの整備を促進するための重点的な予算確 保と国費の嵩上げなどの財政支援

国際バルク戦略港湾小名浜港は、産業と生活に必要な資源、 エネルギー等の物資を安定的かつ安価に供給するため、大型船舶の入港が可能で耐震化された大水深岸壁の早急な整備が必要 とされ、本県の産業復興を支える重要な役割を担っている。

重要港湾相馬港についても、相双地方をはじめとする本県の 産業復興を支える重要な役割を担っている。

このため、小名浜港東港地区国際物流ターミナル及び相馬港 3号ふ頭地区国際物流ターミナルの整備を促進するため、重点 的な予算確保と国費嵩上げなどの財政支援をすること。

(2)物流ターミナル運営事業者に対する補助制度の拡充と無利子 貸付制度など支援制度の創設

また、小名浜港では国際バルク戦略港湾としての役割を果たすために物流ターミナルの運営等も重要な課題であり、安定したターミナル運営を実現していくためには、ターミナル運営事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する補助制度の拡充や、無利子貸付を行う制度など、国による支援が重要であることから、早期にこれら支援制度の創設をすること。

129 産業復興を牽引する港湾利用者に対する支援について【復興庁、国土交通省】

企業の震災による被害や原子力発電所事故による風評被害などにより、コンテナ貨物が激減していることから、本県の産業復興を牽引する港湾利用者に対する補助金等の支援制度を早期に創設すること。

130 港湾の大気及び海水の放射能モニタリングについて【復興庁】

(1) 相馬港への大気モニタリングポストの設置

相馬港の大気モニタリングは県が機器を用意し行っているが、 原子力発電所事故に係る他の大気モニタリングと同様に国が責 任を持って行うべきである。

そのため、国が相馬港にモニタリングポストを設置し、責任 を持って測定すること。

(2) 相馬港及び小名浜港の海水モニタリングの実施

大気モニタリングや沖合の海水モニタリングと同様に、原子力発電所事故に係る港湾の海水モニタリングは国が責任を持って行うべきである。

そのため、国の責任において実施する体制を整備すること。

131 原子力災害等による避難者の帰還支援について 【復興庁、国土交通省】

原子力災害等により、県民の県外流出が止まらないことや、県内帰還が進まないことから、避難者等が一日も早く帰還しふるさとで生活できるよう、県内での住宅再建や、不足している民間賃貸住宅建設のための助成など、必要な財政支援を講じること。

132 応急仮設住宅の維持管理・修繕への国庫負担の対象について 【厚生労働省、国土交通省】

現在、応急仮設住宅の浄化槽、受水槽等の共用施設設備の電気代、法定点検費等の維持管理や仮設住宅の修繕費は、国庫負担の対象となっていないが、仮設住宅で生活する上では必要な費用であり、災害救助費で設置したものであることから、国庫負担の対象とすること。

133 原子力事故による財物賠償と公共用地買収について 【国土交通省】【一部再掲】

- (1) 財物賠償の速やかな実行と原発事故被災地、特に避難指示解除準備区域の速やかな復旧・復興という二つの政策課題を同時に達成するため、東京電力の財物賠償にあたっては、公共事業に伴う用地買収(物件移転補償を含む。)に関しては、財物賠償が復旧・復興事業の妨げとならないよう賠償額の控除対象から除外することを関係省庁に働きかけること。
- (2) また、農地、山林等の宅地以外の賠償基準についても、早急 に明確にするとともに、宅地・建物と同様に公共買収を賠償額 の控除対象から除外する扱いとするよう関係省庁に働きかける こと。

Ⅷ 教育について

134 ふくしまならではの教育に対する国としての積極的な支援について【復興庁、文部科学省】

東日本大震災・原子力災害の経験、教訓を生かした防災教育や 道徳教育等の充実、福島の将来を担う新たな産業等の基盤となる 理数教育、外国語・国際理解教育や体験活動等の充実等、ふくし まならではの教育を推進するための施策について、国として積極 的な支援を行うこと。

135 被災児童生徒に対する中・長期的な就学援助の拡充について【復興庁、文部科学省】

(1)被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度の延長

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を、平成27年度以降も延長すること。

当面、平成26年度までの交付金について、事業の執行に必要な額の追加交付を行うこと。

(2) 現行就学援助に対する財政支援の拡充

現行就学援助に対する財政支援の拡充を図ること。

136 きめ細かな教育的支援を行うための継続的な教職員の加配措置について【復興庁、文部科学省】

いまだ、多くの児童生徒が心理的苦痛を受けているため、きめ細かな教育的支援が必要であることから、継続的な教職員の加配措置を行うこと。

また、県内外へ転校を余儀なくされた児童生徒の心のケア及び学習指導の支援のため、教職員の加配を行うこと。

137 学校教育相談体制の充実について【復興庁、文部科学省】

(1) 学校教育相談に対応できる教員の養成

学校教育相談に対応できる教員を体系的に養成するために、 カウンセリング技法の習得を教員免許取得の要件に位置づける こと。

また、全ての現職教員にカウンセリング技法を身に付けさせるため、必要な措置を講じること。

(2) 専門的な知識を有するスクールカウンセラーの適正な配置

教育相談体制のさらなる充実を図るために、スクールカウンセラーを新たな職種として学校教育法に規定し、教職員定数に含め適正に配置すること。

少なくとも、次年度以降も平成25年度同様にスクールカウンセラーを継続的に配置すること。

(3) スクールソーシャルワーカーの継続的な配置

震災により避難生活を送るなど、生活していく上で大きな困難に直面している児童生徒に対し、教育と福祉など多様な視点から更なる対応をするために、スクールソーシャルワーカーを継続的に配置すること。

138 義務教育に必要な財源の完全保障について【文部科学省】

教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るとともに、本県における東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興のためには、将来を担う若い世代の人材育成は極めて重要な課題であることから、今後とも義務教育に必要な財源である義務教育費国庫負担金を完全に保障すること。

139 少人数教育の推進のための教職員定数の改善について【文部科学省】

30人程度学級編制による少人数指導の更なる充実を図ることができるよう、教職員定数改善計画を確実に実施すること。

140 学校週6日制の実施について【文部科学省】

学校週6日制については、一定の意義があるものの学校や地域によってその必要性や状況が異なることから、一律に実施するのではなく、設置者や校長の裁量に委ねるものとすること。

また、教職員の定数や勤務形態など学校現場の体制は、学校週5日制(週休2日制)を前提としたものとなっていることから、教職員定数の拡大や、勤務時間等の関連法令の改正、地域人材の活用、諸手当の創設など、教育委員会や学校がその判断により学校週6日制(週休1日制)を実施するために必要な体制を十分に確保すること。

141 公立小中学校施設の耐震化の促進及び施設整備について 【文部科学省】

公立小中学校施設の耐震化が喫緊の課題となっていることから、引き続き地震防災対策措置法に基づく耐震化対策を積極的に推進するとともに、市町村の耐震化の取組を支援するため、Is値0.3以上の建物への嵩上げ措置の拡大のほか、地方財政措置の拡充を図ること。

また、公立小中学校における教育の機会均等や快適でうるおいのある教育環境の確保等に適切に対応するため、「学校施設環境改善交付金」等の公立学校施設整備予算について、地方の要望に応える財源を確保すること。

142 ふくしまっ子体験活動応援事業の継続への支援ついて【復興庁、文部科学省】

子どもたちの体験活動支援を継続し、子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育成するために、体験活動や交流活動を充実することができるよう支援するとともに、自律的な復興が推進されるよう財源を確保すること。

143 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の継続について【復興庁、文部科学省】

東日本大震災における被災地の自律的な復興に向けて、地域住民の学習交流を促進するとともに、子どもたちの良質な成育環境を整備すること等を通じて地域の課題解決の取組を支援していくため、引き続き学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業を実施すること。

144 放射線と健康に関する教育の充実について【文部科学省】

我が国の児童生徒及び国民全般が放射線と健康に関する正しい知識を身につけることができるよう、放射線と健康に関する学習を学習指導要領に位置付けることも含め、国による積極的な教育を行うこと。

また、原子力発電所の事故事実等を取り扱った副読本の改訂版を作成し、配付すること。

145 学校給食の放射性物質検査について

【総務省、復興庁、内閣府、文部科学省】

学校給食用食材の放射性物質検査に係るすべての経費について、 児童生徒や保護者の不安が払しょくされるまで、震災復興特別交 付税での全額措置を継続すること。

また、学校給食1食分に含まれる放射性物質検査(学校給食モニタリング事業)を継続すること。

146 放射線から子どもの健康を守る対策支援事業の継続について 【復興庁、文部科学省】

放射線に対する不安により外出や屋外活動を控えている児童生徒の精神的なストレスや運動不足を解消するため、放射線から子どもの健康を守る対策支援事業を継続すること。

147 被災した民俗芸能に対する支援の充実について【文化庁】

津波等で被害を受けた民俗芸能の維持継承を図るため、衣装、 道具等の修理・新調、公開活動等にかかる費用に対する助成の更 なる充実を図ること。

148 避難区域内にある文化財の保管施設の設置について【文化庁】

避難区域内に所在する指定文化財や博物館等保管資料を、安定的に長期保管するとともにその活用を図るための保管・展示施設を設置すること。

149 私立学校施設の耐震化に対する財政支援について【文部科学省】

私立学校に通う幼児・児童・生徒の安心安全な学習環境を確保するためには、学校施設等の耐震化を進めることが重要な課題となっているが、本県の私立学校の耐震化率は、全体平均69.6%(全国平均75.4%)にとどまっているのが現状である。私立学校の耐震化を促進し、安心安全な学習環境を確保するため、国の補助事業の補助率の引き上げや補助対象の拡大など十分な財政支援を行うこと。

150 被災した専修学校及び各種学校の生徒に対する支援について 【文部科学省】

専修学校の専門課程及び一般課程並びに各種学校の授業料等の 減免措置について、高等課程と同様に全額を被災児童生徒就学支 援等臨時特例交付金が活用できるようにすること。

151 私立学校運営への財政支援について【文部科学省】

東日本大震災や原子力発電所事故による児童・生徒等の県内外への避難などにより厳しい運営を強いられている私立学校や警戒 区域内等に存することにより運営ができない私立学校に対する財政支援を継続すること。

また、私立高等学校等経常費助成費補助金の算定に当たっては、 災害前の児童生徒等の人数を算定基礎とするなど、平成26年度 以降も弾力的な取扱を継続すること。

152 私立学校施設の災害復旧に対する財政支援について【文部科学省】

私立学校施設災害復旧費補助について、公立学校と同等となるよう、更なる財政支援を行うこと。